

公 告
令和8年9月16日

遠野市市営建設工事等について、次により条件付一般競争入札を実施する。

遠野市長 多 田 一 彦



条件付一般競争入札公告

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 遠野ふれあい交流センター非常用発電設備保守修繕
- (2) 業務場所 遠野市新町1-10
- (3) 業務概要 遠野ふれあい交流センターに設置されている非常用発電設備の蓄電池の交換及びエンジン本体の分解整備にあわせエンジンオイルほか部品等交換業務
- (4) 業務期間 令和9年3月19日まで

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 10/100以上

4 入札の日時及び場所

- (1) 入札日時 令和8年10月15日（木） 午前11時00分
- (2) 入札場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室

5 入札参加資格

- (1) 令和7・8年度遠野市市営建設工事入札参加資格者名簿の電気及び消防施設又はいずれかに登録され、県内に本社、支店及び営業所のいずれかを置く者。
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律139号）第4条の2に基づく、特殊電気工事資格（非常用予備発電装置工事資格）を有する技術者を配置すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 令第167条の4第2項各号の規定又は同項後段の規定に該当した後2年を経過していない者でないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者であること。
- (6) 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないこと。
- (7) 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の全部又は一部の停止を命ぜられた者にあつては、入札の公告から入札の時までの間に、その処分の期間が経過していない者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加者資格の再認定を受けている場合を除く。）でないこと。
- (9) 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定。）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

また、遠野市市営建設工事に係る指名停止等措置要領（平成21年遠野市告示第33号。以下「指名停止等措置要領」という。）による指名停止を現に受けていない者であ

ること。

- (10) 他の入札参加者と一定の資本関係又は人的関係がある者でないこと。
- (11) 発注する対象業務に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
- (12) 雇用期間を特に限定することなく、7による入札参加申請の日前3月以上継続して雇用されている者（入札参加者が個人である場合の本人及び法人である場合のその役員を含む。）を現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者（法第26条の2第1項の規定により専門技術者が配置される場合に限る。）として、発注する対象業務に配置することができる者であること。

6 設計図書等の閲覧

- (1) 期間 公告の日から入札の前日までの閉庁日を除く日の午前9時から午後5時までとし、貸出しは当日の2時間限りとする。
- (2) 場所 遠野市役所とびあ庁舎縦覧ブース

7 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申請を行うこと。

(1) 入札参加申請書類及び提出部数

- ア 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
- イ 確認書類
 - (ア) 遠野市条件付一般競争入札参加資格確認調書（様式第3号） 1部
 - (イ) 法第27条の23第2項の規定による経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過していないことを確認できる書類 1部
 - (ウ) 在籍技術者の資格を有することを確認できる書類 1部
- ウ 申請書の様式については、遠野市ホームページに掲載していること。

(2) 入札参加申請手続

- ア 申込方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）
- イ 提出期限 令和8年10月2日（金）正午までとする。
- ウ 提出場所 遠野市総務企画部財政課

8 入札参加申請者への確認通知

入札参加申請者には、入札参加資格の確認後、入札参加資格の有無を遠野市条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第4号。以下「確認結果通知書」という。）により通知する。

（通知予定日 令和8年10月7日）

9 入札の方法

郵便による入札は認めない。

10 質問書の受付及び回答方法

- (1) 設計図書等に対して質問がある場合は、令和8年10月9日（金）正午までに、設計図書等に関する質問書（別紙5）により総務企画部財政課あて提出すること。
- (2) 回答は、条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（別紙6）により遠野市ホームページで令和8年10月13日（火）までに公表する。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 5に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 7(1)に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札条件に違反した入札

12 契約書作成の要否
契約書は作成する。

13 その他

- (1) 入札参加者は、条件付一般競争入札説明書（別紙１）及び条件付一般競争入札心得（別紙２）を遵守しなければならない。
- (2) 現場説明は行わない。
- (3) 契約締結時までに７（１）に掲げる入札参加申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、総務企画部財政課に遠野市条件付一般競争入札参加資格確認申請書記載事項変更届（別紙７）を提出するものとする。
- (4) 提出された書類等は、返却しないものとする。
- (5) 入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、本業務の入札が中止された場合であってもその補償を請求することができないものとする。
- (6) ７（１）に掲げる入札参加申請書類に虚偽の記載をした者に対しては、指名停止等措置要領に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。
- (7) 入札参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

14 照会先

- | | | |
|--------------|------------|------------------------|
| (1) 一般的事項 | 総務企画部財政課 | 〔電話0198-62-2111・内線244〕 |
| (2) 設計に関する事項 | 市民文化部市民協働課 | 〔電話0198-62-4411・内線214〕 |